

釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創 業務要求水準書

1 業務名

釧路市の価値を表現する長期的イメージ及びマーケティング戦略策定共創
業務

2 業務の目的

釧路市では、これまで、ふるさと納税、観光、長期滞在、移住といった、関係人口・交流人口という視点から「外から稼ぐ」取組を進めてきたが、それぞれの担当部署が取組を行っており、部分最適化してしまっている。また、釧路市には、地域資源に由来する価値が多数あるものの、その価値が散在しており、上記取組においても、それぞれが別々の価値を打ち出し、誘客を行っている状況にある。これら取組を、ひとつの「外から稼ぐ」取組として見た場合、一体感や連続性がなく、十分な効果を上げることができていなかったのではないかと考えている。

本業務は、こうした実情を踏まえ、ふるさと納税から移住までを連続性、一体性を持たせたマーケティングを実践するため、デザイン経営の手法やデータ分析を用いて、釧路市の価値を表現する長期的イメージ（以下、「長期的イメージ」という）及びマーケティング戦略（以下、「戦略」という）を策定するとともに、長期的イメージを浸透させるためのプロモーションに係る取組方針を策定し、実施するものとする。これにより、ふるさと納税の寄附額の増額、釧路市に対する認知度や観光意欲度等を高め、釧路市の稼ぐ力の強化を目指すものとする。なお、本業務委託事業者は共創パートナーとして位置づけ、市とともにプロモーションを実施するものとする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 契約上限額

委託期間内の総額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

18,089,500 円

年額内訳 （消費税及び地方消費税の額を含む。）

2025（令和7）年度 3,630,000 円

2026（令和8）年度 14,459,500 円

業務内容別内訳（参考）※あくまで目安であり、内訳についても提案を求めるものとする。

業務内容	2025(令和7) 年度	2026(令和8) 年度	合計
(1)戦略の策定、取組実施	200,000	250,000	450,000
(2)データ分析	400,000	0	400,000
(3)キックオフ市民セミナー 周知、開催	300,000	0	300,000
(4)市民参加型 ワークショップ開催	1,650,000	1,650,000	3,300,000
(5)ロゴ・キャッチコピー・イメー ジカラー制作	0	1,800,000	1,800,000
(6)PR・プロモーション 媒体制作、実施	250,000	8,000,000	8,250,000
(7)PR・プロモーションの取組 方針策定	200,000	250,000	450,000
諸経費 ((1)～(7)の合計額の 10%以内)	300,000	1,195,000	1,495,000
小計	3,300,000	13,145,000	16,445,000
消費税	330,000	1,314,500	1,644,500
合計	3,630,000	14,459,500	18,089,500

5 体制

- (1) 本業務を円滑に実施するための適切な実施体制、業務責任者、業務担当者等を確保するとともに、実施方針及び業務スケジュールを立てること。
 なお、業務責任者及び業務担当者は、共創パートナーとして位置付け、市とともに長期的イメージ・戦略・シティプロモーションの取組方針の策定及びその浸透を図ってことから、デザイン経営の理解やデータ分析、市

民参加型ワークショップ開催、シティプロモーション等の本業務のように係る取組の十分な実績がある者、またはその能力を有する者が望ましい。

(2) 本業務委託の実施にあたっては、下記で示すアドバイザーと定期的ミーティングを行い、専門的知見を取り入れること。アドバイザーに係る費用は釧路市が負担する。なお、下記で示すアドバイザーとは別に、受託事業者が必要と判断した場合においては、釧路市と協議の上、配置することができるものとする。ただし、この配置に係る費用は、本委託料の中で負担すること。

ア 北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院

中川 理 教授

イ 外山知的財産事務所

外山 雅暁 代表弁理士

6 業務の内容

(1) 戦略の策定、取組実施

ア (2) から (7) の業務を通して、今後 10 年間で釧路市が「外から稼ぐ」ことができるようになるための戦略を、令和 8 年 9 月頃を目途に策定すること。この中では、データ分析の結果や本業務委託で作成する長期的イメージを用いて、ふるさと納税、観光、リモートワーク、長期滞在、移住と連動させた釧路市のブランド化を進めるロードマップを示すこと。これを基本し、また「デザイン経営」の観点を取り入れた、戦略骨子について、企画提案を求めるものとする。

イ ターゲットは、日本国内の人口が多く集まり、且つ羽田空港から釧路空港まで 1 時間半程度といった距離に位置する首都圏の働く世代を基本とする。なお、イの戦略を策定していく中でターゲットの変更、または細分化が必要と受託事業者が判断した場合は、釧路市と協議の上、変更、または細分化できるものとする。

ウ 戦略策定及びターゲット設定にあたっては、5 の (2) に定めるアドバイザーから指導を受け、釧路市とともに実施するものとする。

(2) データ分析

ア データについては、釧路市が提示するもの（別紙 1 参照）の他、受託事業者が独自に収集するものとする。データの収集に係る費用は、本委託料の中で負担すること。

イ データ分析にあたっては、5 の (2) に定めるアドバイザーから指導

を受け、釧路市とともに実施するものとする。

ウ 分析内容については、下記を基本とするが、この他については企画提案を求める。

- 釧路市の強み、弱み等の現状を分析すること。なお、分析にあたっては釧路市単独の分析に限らず、釧路管内や道東といった広域での釧路市の位置づけを意識した分析とする。
- (1) イで定めるターゲットの傾向分析や、釧路市に長期滞在または移住した方を対象としたヒアリングを行い、長期滞在や移住に至るまでの経緯を調査分析すること。

エ 分析の結果については、インフォグラフィックの手法を活用するなど、わかりやすくまとめた資料を作成し、釧路市民へ公表するとともに、(3)及び(4)において活用すること。この情報提供方法について企画提案を求める。

(3) キックオフ市民セミナー周知、開催

ア 戦略策定と長期的イメージ作成にあたり、市民の理解と参加を促すために、市が主催となり、キックオフとなる市民セミナーを、現地及びオンラインのハイブリッドで開催する。企画・運営は市が行うものとし、開催経費は本業務委託経費での負担とはしないが、本セミナーは(4)と連動する取組であることから、受託事業者は企画、運営の打合せに参加するとともに、開催前の集客の実施や(2)で作成した公表資料をセミナーで市民へ提供すること。

ウ 本セミナーへの市民の集客人数については、現地及びオンラインでの参加合わせ 100 人程度とし、広く周知を行うこと。なお、集客方法については企画提案を求めるものとする。

エ 本セミナー内で、(4)の市民参加型ワークショップの実施方法や内容、スケジュール等についての説明と周知を行い、本事業への市民の関心を高めること。

オ また、多くの市民に関心を持ってもらうことを目的に、キックオフ市民セミナー開催時の参加者等の様子（講演等のセミナー自体ではなく、場の雰囲気）について写真及び動画を撮影するとともに、セミナーの開催報告を作成し、釧路市ホームページや釧路市公式 LINE で発信すること。発信方法・発信媒体については、上記のほか、企画提案を求めるものとする。

(4) 市民参加型ワークショップ開催

ア 戦略策定と長期的イメージの作成を進めるためには、市民やステークホルダーの参画と市民の納得感は欠かせないことから、市民参加型ワークショップ（以下、「ワークショップ」という）を3回以上開催し、発散と収束を繰り返すことで、市民意見の研ぎ澄ましを行う。

イ ワークショップの対象者は、釧路市民及び釧路市への長期滞在者、釧路市への移住者である釧路市地域おこし協力隊、釧路市職員とし、合計50名程度とすること。また、参加者の年齢が偏らないようにすること。なお、ワークショップの対象者については、全てのワークショップにおいて同じ対象者が参加することとし、開催回ごとに対象者を変更することは原則認めない。

ウ 釧路市民の選定にあたっては、釧路市に住民登録されている市民を無作為に2,000名抽出し、この方々を対象に、参加者の募集を行うものとする。この業務は釧路市が行う。

エ ワークショップでの討議テーマは、釧路市の良いところ・悪いところ、釧路市民の特徴、道東における釧路市の位置づけなど、長期的イメージ及び戦略策定にあたって、釧路市が「外から稼ぐ」ために必要な情報を集められるテーマ設定とすること。ワークショップの回ごとの討議テーマ、ワークショップの進め方について企画提案を求める。

オ ワークショップに参加できる人数は限られていることから、参加していない市民及び長期滞在者にも、事前にワークショップと同じ討議テーマの質問をし、多くのアイデアや意見を集め、集まったアイデア・意見はワークショップの討議で活用すること。市民意見の募集方法及びワークショップ内での活用方法については、企画提案を求めるものとする。

カ ワークショップの参加者には、ワークショップ1回開催当たり5,000円の謝金を本業務委託料から支払うこと（源泉徴収を行うこと）。

キ ワークショップ開催後には、その都度結果をわかりやすく取りまとめ、釧路市ホームページや釧路市公式LINEで発信すること。発信媒体、発信内容については、上記のほか、企画提案を求めるものとする。

(5) ロゴ・キャッチコピー・イメージカラー制作

ア (4)のワークショップの結果、取りまとめた意見・アイデアをもとに、ロゴ、キャッチコピー、イメージカラーを3つ程度制作すること。ワークショップの結果のデザイン化への反映方法について、企画提案を求める。

イ ロゴの色は、カラー及びモノクロで制作するものとする。

- ウ 釧路市のイメージカラーはメインカラーとサブカラーを設定すること。
- エ ログ、キャッチコピー、イメージカラーの活用方法のレギュレーションを制作すること。また、釧路市（行政）だけではなく、釧路市民や企業も活用できる内容も掲載すること。レギュレーション骨子の企画提案を求める。
- オ 複数制作したロゴ、キャッチコピー、イメージカラーについて、アドバイザー、有識者、ステークホルダー、釧路市からなる委員会から、意見を聞くこと。この委員会については釧路市が立ち上げることとし、委員の謝金については、委員3名程度に1人当たり2,500円を本業務委託料から支払うこと（源泉徴収を行うこと）。
- カ オの委員会意見を反映した複数案で、市民による投票を行い、その結果を踏まえ、釧路市と協議を行った上で、最終決定すること。市民投票は、オンラインを基本としつつ、市民の関心や愛着を高めるため、参加機会を多く設けることとし、これについて、企画提案を求めるものとする。

(6) PR・プロモーション媒体制作、実施

PR・プロモーション媒体として、下記事項は最低限制作し、PR・プロモーションを実施できるようにすること。これら以外で効果的と思われるPR・プロモーション媒体や、市民がPR・プロモーションの主体になる取組について企画提案を求めるものとする。なお、納期については、特に明記のない場合は、令和9年2月末日までとする。

ア ホームページ

- 長期的イメージを浸透させ、ふるさと納税、観光、リモートワーク、長期滞在、移住等を促すホームページを作成すること。
- 市の担当者も更新可能な仕様とし、ホームページのデザイン性、更新の操作性、予算額（2ページ「業務内容別内訳」を参照）とのバランスを踏まえた仕様とすること。
- ホームページ維持管理費は必要最低限とし、契約期間終了後以降の維持管理費についても、企画提案の中で示すこと。
- 最終的な納期は、令和9年2月末日までとするが、令和8年12月までにテスト版を公開し、ユーザー等の反応を受け、修正等を行い、最終成果物とすること。
- 契約期間終了後は、ホームページのサーバーに係る契約の変更を円滑に行うこと。

イ 動画

- 商用的な内容とはせずに、長期的イメージを浸透させることを目的に、配信後 10 年間見続けられるような内容とすること。10 分程度の長編と、1 ～ 2 分程度の要約編の 2 種類制作すること。
- 最終的な納期は、令和 9 年 2 月末日までとするが、令和 8 年 12 月までにテスト版を公開し、ユーザー等の反応を受け、修正等を来ない、最終成果物とすること。

ウ 広報くしろのテンプレート

- 釧路市民に対する長期的イメージの浸透を目的に広報くしろのテンプレートを制作すること。
- 最終的な納期は、令和 9 年 2 月末日とするが、令和 8 年 9 月末日までに暫定的な広報くしろのテンプレートを作成し、納品すること。
- サイズはタブロイド判とし、ページ数は 16 頁とすること。

エ プレスリリーステンプレート

- Word を用い、A4 サイズ、縦とすること。

オ ポスター、パンフレット

- ポスターは長期的イメージを浸透させることを目的としたデザインとし、パンフレットについては、長期的イメージを浸透させ、ふるさと納税、観光、リモートワーク、長期滞在、移住等を促す内容とすること。これらについては、首都圏で実施されるイベント等で掲示、配布する。
- ポスターは原則 300 部とし、サイズは A1 とする。また、PR イベント参加時に展示できるよう、フレームとセットにしたポスターを 1 セット納品すること。
- パンフレットは原則 3,000 部とし、サイズ及びページ数については企画提案を求めるものとする。
- また、上記のほか、ポスター・パンフレットデータを活用した効果的なプロモーション方法についても提案を求める。ポスター、パンフレット以上の効果が見込める場合は、上記印刷部数を抑えた提案を認めるものとする。
- 最終的な納期は、令和 9 年 2 月末日までとする。ただし、令和 8 年 12 月までにテスト版を公開し、ユーザー等の反応を受け、修正等を来ない、最終成果物とすること。

カ アのホームページへの誘導を図るための各サイトへ貼付するバナー

キ 市職員用名刺テンプレート

- PowerPoint 及び illustrator で納品することとし、所属名・役

職・氏名・住所等は自由に入力できるようにすること。

- フォント、文字のサイズを指定すること。なお、フォントは一般的なものが望ましい。
- 色は、カラー及びモノクロで制作すること。
- 最終的な納期は、令和9年2月末日とするが、令和7年12月末日までに暫定的なテンプレートを作成し、納品すること。

ク PowerPoint テンプレート

- 市職員専用のほか、釧路市民も使うことができるものの2種類。表紙、目次、タイトルとコンテンツ、セクションの区切りを制作すること。
- サイズは、A4横、標準（4：3）、ワイド（16：9）とする。

ケ Word テンプレート

- 釧路市職員が文書使用専用のものでのみ。

コ オンライン会議用背景

(7) PR・プロモーションの取組方針策定

ア 10年間かけて、釧路市の長期的イメージをターゲットに植え付けるためのPR・プロモーションの取組方針（ロードマップ）を策定し、KPIも設定すること。PR・プロモーションの取組方針の骨子及びKPI項目について、企画提案を求めるものとする。

イ (6)で制作するPR・プロモーション媒体、特にホームページ、動画について、令和7年度中の活用及び展開方法も示すこととし、あわせてそれに対する令和7年度中のKPIも設定すること。

7 実施上の注意事項

(1) 本委託業務の実施にあたっては、実施行程等を明らかにした業務計画書を作成し、釧路市の承認を得ること。業務の進捗状況や業務内容に関して都度、協議確認を取りながら業務を進めるものとする。

(2) 本業務委託の実施にあたっては、市民やステークホルダーの参画は欠かせないという認識のもと、意見を多く取り入れ、納得感のある成果物とすること。

(3) 本業務委託については、本要求水準書の内容を基本とするが、実施過程で要求水準書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、釧路市から受託事業者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託事業者は、本委託料の

範囲内において仕様の変更に応じること。

- (4) 業務の内容に関して、中間報告及び結果報告を行うこととし、報告の時期については、業務委託契約締結後に釧路市と受託事業者において協議の上、決定するものとする。

8 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託事業者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、企画提案書へ記載するか、事前に書面にて報告し、釧路市の承諾を得たときは、この限りではない。その場合、主たる部分又は合計額の 50%を超えるものを第三者に再委託又は請け負わせてはならない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託事業者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を釧路市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託事業者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

① 受託事業者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

② 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年釧路市条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

本業務の実施に当たっては、受託事業者は労働基準法、労働関係調整法及び最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

- ① 受託事業者は、業務委託の成果品に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 22 条の 2（上映権）、第 23 条（公衆送信権等）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を、成果品の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- ② 本業務の実施により得られた成果（成果物を含む）、情報および二次的著作物、データ等については、釧路市に帰属し、著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は引き渡された時点で本市に帰属するものとし、許可なくして使用・流用してはならない。
- ③ 受託事業者は、成果品が、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して権利侵害を主張された場合の一切の責任は、受託事業者が負うものとする。
- ④ 著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託事業者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

(6) 委託費の返還等

- ① 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託事業者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。
- ② 受託事業者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと釧路市が認めるとき、又は委託業務の目的が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。